

沿岸広域振興局長告示第40号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、小本川土地改良区（下閉伊郡岩泉町）の定款の変更を認可した。

令和2年6月26日

沿岸広域振興局長 森 達也